主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人木村盤根の上告理由について。

しかし、<u>婚姻関係破綻の責任が、主として一方当事者(上告人)の背徳行為に起</u> 因するときは、その者は離婚を請求し得ない旨の原審判断は、その確定した事実関 <u>係に照らし正当として是認できなくはない。</u>

所論法令違反及び理由齟齬の主張は、原審が適法に確定した事実と相容れない事 実もしくは独自の見解を前提とするものであるから、採用し得ない。

なお、判断遺脱をいう所論は、原審で主張のない事項に関するものであるから、 適法の上告理由に当らない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 高
 木
 常
 七

 裁判官
 斎
 藤
 悠
 輔

 裁判官
 下
 飯
 坂
 潤
 夫